

仕 様 書

件名	令和7年度 南別府駐屯地樹木伐採収集運搬処分	作成日	令和 7年 12月 1日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 山本 静恵

1 総 則

本仕様書は、「令和7年度南別府駐屯地樹木伐採収集運搬処分」について適用する。

2 概 要

南別府駐屯地樹木の伐採及び運搬処分を実施

- (1) ①伐採 樹高10m、目通り直径42 c m、葉長 7 m
- (2) ②伐採 樹高11m、目通り直径70 c m、葉長 7 m
- (3) ③伐採 樹高7m、目通り直径53 c m、葉長5m
- (4) ④伐採 樹高13m、目通り直径80 c m、葉長6m
- (5) ⑤倒木 樹高15m、目通り直径66 c m
- (6) 伐採樹木（抜根なし）計4本 及び 運搬処分5本

3 実施場所

陸上自衛隊南別府駐屯地 大分県別府市大字別府3088-24

4 一般事項

- (1) 請負者は、契約後速やかに作業工程表を提出するものとする。
- (2) 請負者は施工にあたり、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階毎の状況その他監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、必要書類とともに綴り（A4）、監督官に提出する。
- (3) 本役務にあたり、他の施設等には損傷を与えないよう十分注意して施工すること。万一他に損傷を与えた場合には、監督官に報告するとともに請負者の負担において速やかに復旧するものとする。
- (4) 本役務に関連し発生した事故は、請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合は、官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。

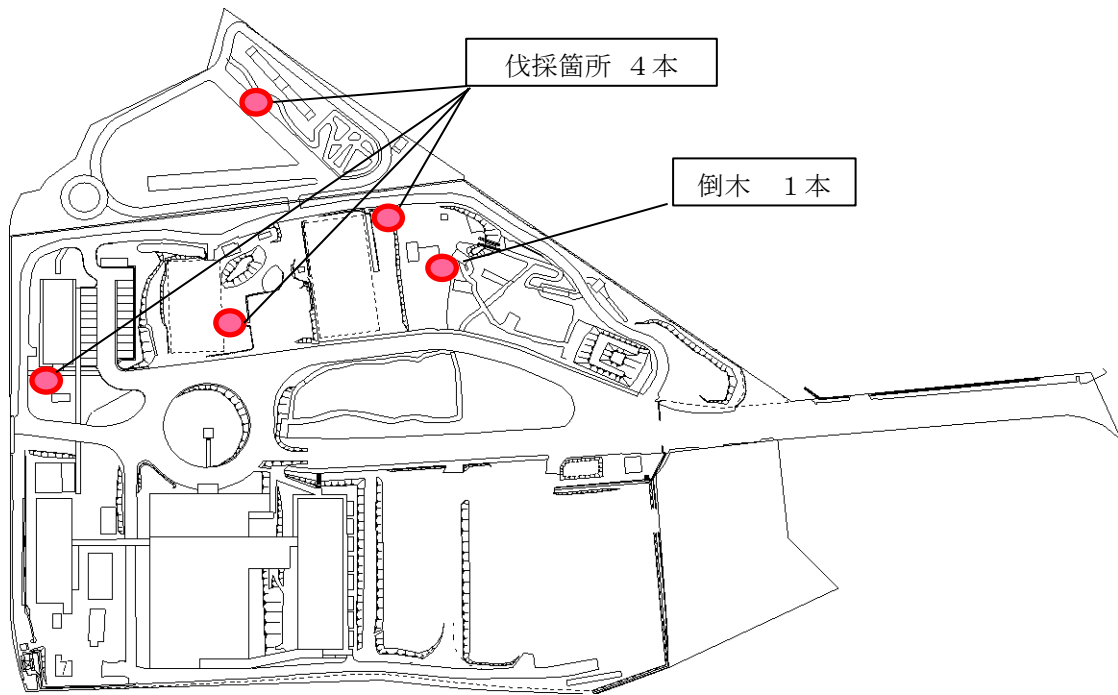
5 特記事項

- (1) 松くいによる伐採の為、樹木は現地に放置せず速やかに処分することとし、請負者の責任を負って場外にて適正に処分し、マニフェストE表（写し）を提出することとする。
- (2) 駐屯地内外柵等に十分注意しながら、伐採を実施する。駐屯地内外設備等に被害があった場合は、官側は責任を負わないものとする。

仕 様 書



案内図



配置図